

第五十六回帝國議會
衆議院

鐵道敷設法中改正法律案委員會會議錄(速)第八回

會議

昭和四年二月十九日(火曜日)午後一時
十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 若宮 貞夫君

理事 熊谷 巖君

理事 佐藤 正君

平井信四郎君 吉木 陽君

上條 信君 小山 寛藏君

沖島 鎌三君 前田 政八君

有馬 秀雄君 横山金太郎君

木村三四郎君 神部 爲藏君

工藤 鐵男君 岡本實太郎君

鬼丸 義齋君 寺田 市正君

同日委員安原仁兵衛君及澤本與一君辭
任ニ付其ノ補闕トシテ上條信君及石塚
三郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

鐵道政務次官 上林安太郎君

鐵道參與官 志賀和多利君

鐵道省建設局長男爵 中村 謙一君

鐵道省經理局長 矢田部良造君

鐵道省監督局長 福富 正男君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

山口縣營軌道及筑後軌道株式會社所
屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法

律案(政府提出)

○若宮委員長 是ヨリ開會致シマス

○木村委員 只今議題ニナツテ居リマ

ス鐵道補償問題デスガ、山口縣ノ方ハ

縣營ニナツテ居ッテ、而モ其材料ガ私其

補償スル金額ニ對スル數字ノ上ニ付テ

ノ判斷ニ苦シムノデアリマス、昨日願

ヒマシタ乗合自動車ノ認可、竝昨年カ

ラ本年一月初ニ係ル營業狀態ト云フ

モノ、參考書ガ得ラレマシタナラバ、

頂戴致シタイト思ヒマス、私共ハ此間

題ニ付テ強テ彼此申シマセヌガ、今

日政府ニ於テ之ヲ補償スルニ付テハ、

營業ガ成立タヌト云フ意味合カラ出ル

ノデアリマススケレドモ、現在省線ガ營

業ヲ開始セザル今日ニ於テ、山口縣ノ

縣營軌道ト云フモノガ營業ガ甚不振

デアルト云フノハ、一方ニ縣自ラ認可

權ヲ持ッテ居リ、乗合自動車マデモ許シ

テ、自分ノ御得意様ヲ態乗合自動車

ニ與ヘタト云フ、自殺的行動ヲ致シテ

居ルヤウニ思フガ、補償ノ金ヲ與ヘル

ト云フコトモ、法律上當然デアルト云

ヘバ、與ヘルノハ結構デアルガ、縣自ラ

營業上自殺的ノ行動ヲシテ事業ノ衰頹

ヲ來シテ居ッテ、其結論ヲ政府ニ於テ補

償スルト云フコトハ、道理ノ上ニ於テ

出來ヌコトデアルト考ヘル、是等ノコ

トハ公平ナル見地カラ、個人ニ與ヘル

ノデアリマセヌノデ、縣ガ公債ヲ起シ

テ事業ヲヤッタノデアリマスカラ、ドウ

ゾ出來得ル限り正シイ判斷ノ下ニ、若

シ補償ガ出來レバヤル、政府ノ示ス所

デハ約六十六萬圓ト云フヤウデアリマ

スガ、是等ハ現在ノ營業狀態ニ見テ、寔

ニ數字ガ多過ギルヤウニ思ハレテ居リ

マスカラ、斯ウ云フ意味合ニ於テ昨日

請求致シマシタ材料ヲ、當局者ニ出來

マシタナラバ頂戴致シタイト云フコト

ヲ序ナガラ請求致シマス

○福富政府委員 御要求ノ調書ハ只今

差上ゲマス

○木村委員 只今材料ヲ頂戴致シマシ

タガ、私ハ此問題ハ別ニ補償スルコト

ニ反對デモ何デアリマセヌガ、數字

ヲ今少シ調べタイ爲ニ、本日ノ決定ヲ

明日マデ延バスコトニシテ戴キタイト

思ヒマス、此提議ヲ致シマス

○若宮委員長 只今木村君ヨリ昨日此

席ニ於テ協議ノ結果定メラレマシタ、

本日討論竝採決ヲ終リタイト云フ諸君

ノ申合ヲ變更セラレテ、之ヲ明日ニ延

期セラレタイト云フ要求ガアリマス

ガ、左様ニシテ差支ハアリマセヌカ否

ヤ御諮ヲ致シマス

○熊谷委員 此問題ハ既ニ質問モ終ッ

テ居ルヤウデアリマスカラ、若シ質問

ガアレバ、ソレヲ續行スルノハ當然デ

アリマススケレドモ、若シ疑義ガナイナ

ラバ、色々縣ノ方ノ都合モアルヤウデ

アリマスカラ、此場合討論ヲ打切ッテ決

定シテ戴キタイト思ヒマス

○岡本委員 強ヒテ反對スルト云フノ

デモアリマセヌガ、僅カ昨日一日ダケ

此問題ハヤッタノデアリマス、材料モ只

今戴イタト云フコトデ、數字等ノコト

ハ色々對照シテ見ル必要ガアルト思ヒ

マス、此席デ一々算盤ヲ探ルト云フ譯

ニモ行キマセヌヤウナ都合デアリマス

カラ、一日遅レタ爲ニ縣ノ方ニ支障ヲ

生ズルト云フ問題デモアリマスマイト

思ヒマス、サウデスカラ只今木村君カ

ラ御提案ニナリマシタヤウニ、ドウゾ

今日ダケハ延バシテ戴キタイ、木村

君ノ御提案ニ對シテ賛成致シマス

○志賀政府委員 一寸此調査ヲ致シマ

シタ結果ヲ記錄ニ殘シタイガ爲ニ申上

ゲマス、此山口縣營鐵道ガ昨年、即チ昭

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)

山口縣營軌道及筑後軌道株式會社所屬軌道

補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提

出)

北海道鐵道株式會社所屬鐵道外十三鐵道等

買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提

出)

和三年四月ヨリ同年十二月ニ至リマス
實施期ニ於テハ、差引益金二萬九千九
十九圓ニナツテ居リマス、之ヲ更ニ一月
ヨリ三月迄、即チ年度末迄ヲ見積リマ
スルト、九千七百圓ト云フコトニナリ
マスガ、之ヲ合セマスルト三萬八千七
百九十九圓ト云フコトニ相成リマシ
テ、昭和二年度ノ實施期ヨリハ少シク
好イヤウニナツテ居リマス、勿論營業收
入ハ略同様ノ見積デアリマスガ、唯此
軌道ガ鐵道ニ依テ補償ヲ得テ營業ヲ廢
止スルト云フ立前カラシテ、營業費ニ
付テ餘程ノ節約ヲ加ヘマシタ結果、斯
ウ云フ昭和二年度ニ好イ實績ヲ得タコ
トニ相成ルヤウニ考ヘラレルノデアリ
マス、ソレカラ今一ツ自動車ニ依テ脅
威ヲ受ケテ居ルヤウデアリマスガ、此
區間ニ於ケル自動車營業者ハ四ツアリ
マス、其免許年月日ハ何レモ大正十一
年竝大正十四年、最後ノ島津某ノ營
業致シテ居ルモノハ、昭和二年九月十
七日ニ免許ニナツテ居リマス、必シモ山
口縣ガ殊更ニ放漫ニ乗合自動車ヲ許シ
テ、其爲ニ自分ノ營業スル線路ノ補償
ヲ失ツタト云フヤウナ次第デモナイヤ
ウニ考ヘラレマス、此點ダケ前日ノ御
問ニ對スル御答ト致シマシテ、數字的
ニ申上ゲテ置キマス

○木檜委員 私ハ先程明日迄此問題ノ
延期ヲ願フタノデアリマスガ、熊谷君カ
ラ御意見ガアリマシタガ、實ハ此問題
ハ質問ヲ致シマシタ所ガ質問ノ材料ガ
ナイノデ、當局者ニ材料ヲ頂戴致シタ
位デアリマスカラ、前申上ゲタヤウニ
別段案其モノニ反對ト云フ譯デナイ
ガ、出來ルナラ國家ガ補償スルニハ、成
ベク金ヲ多額ニ出サナイデ済ムモノナ
ラバ、減額ヲ致スコトニ願ヒタイシ、一
方ニハ營業上ニ付テ縣營トシテハ不用
意ナ點ガアル、サウ云フコトモアリマ
スルノデ、明日迄決定ヲ延期致サレテ
モ、左マデ差支ナカラウト、斯様ニ存ジ
マシテ願フタノデアリマス、此點ハ特ニ
委員長ニ御考慮ヲ願ヒタイノデアリマ
ス、今政府委員ノ志賀君ノ御話デ、乗合
自動車ヲ許シタ事ニ付テハ、更ニ縣營
トシテハ不都合ハナイト云フコトデア
リマスガ、是ハ見方ガ違フト思ツテ居リ
マス、縣營ニナツタノハ期日ハハッキリ
存ジマセムガ、兎ニ角大正十年カラ營
業ノ收入モアリマスルガ、自ラ營業シ
テ居リ、而シテ此短イ期間ニ自動車ヲ
許セバ、是ガ爲ニ御客ヲ奪ハレルコト
ハ當リ前ナンドス、斯ウ云フ事ハ縣ニ
認可權ガアルノデアリマスカラ、サウ
大シテ御客ニ迷惑ハ、之ヲ許可シナクト
モ差支ヲ生ズルモノデハナイト云フ點
カラ見テモ、縣自ラ認可權ヲ持ツテ居
テ、認可ヲ與ヘルト云フヤウナコトハ、
是ハ軌道ヲ敷設シテ財産ヲ固定シテア
ル場合ハ、特ニ普通民間ガアル場合デ
サヘモ、行政官廳トシテハ注意スベキ
モノデアアル、所謂收支ヲ計算シテ、山間
部ナドニ於キマシテハ、軌道營業ヲサ

セルニハ、或意味ニ於テハ交通ヲ獨
占サセル、サウデナケレバ軌道ノ營業
ハナラスト云フコトデ、行政官廳ノ力
ヲ以テ、ソレ位ニ間接ニ保護ヲスル位
デアリマスカラ、今斯ウ云フヤウニナ
ツテ居ルノニ、一方ニ乗合自動車ヲ許
スト云フ事其ガ、既ニ縣營トシテハ
此收入ヲ減額スル所以デアラウト私ハ
思ツテ居リマス、何レニ致シマシテモ、
只今頂戴致シマシタ數字ナドモ參照致
サナケレバナラヌノデ、私ハ前說ヲ主
張致シマシテ、明日迄此意見ノ決定ヲ
延バサレンコトヲ希望致スノデアリマ
ス

「贊成」ト呼フ者アリ

○吉木委員 此問題ハ、此岩德線ハ既
ニ完成ヲ致シテ、此補償法ガ決マルカ
決マラスカラ待ツテ、開業ヲ待ツテ居ル
ト云フ事情デ、非常ニ此決定ヲ急イデ
居ル事情モアリマスノデ、且昨日ノ申
合ノ事モアリマスカラ、一面ニハ此買
收價格ヲ成ベク安クセンガ爲ニト云フ
御意見モアリマシタガ、補償ノ金額ト
云フモノハ、法律上ニ定メラレタ所デ、
既往三箇年ノ收益ヨリ還元スルト云
フ、是ハ補償法ノ規定ニナツテ居リマ
ス、同ジ規定ノ適用ニナツテ居ルノデア
リマス、ソレハ地方鐵道ノ定ムル所ニ
依テ、サウナツテ居ルノデアリマス、ソ
レデアルカラ金ノ出シ方ハ、利益ト云
フモノ、算出ナンデス、是ハ二ツモ三
ツモ計算ノ方法ハナイ

「此時私語スルモノアリ」

○若宮委員長 私語ヲ御止メ下サイ

○吉木委員 ソレデ利益ノ算出方法
ハ、二ツモ二ツモ計算ノ立テ方ト云フ
モノハアルモノデナイ、別ニ此數字ガ
明ニナラナケレバ、買收價格ガ高クナ
ルトカ安クナルト云フ關係デハナイト
思ヒマス、斯様ニ信ジマスガ故ニ、昨日
ノ決定ノ通りニ、本日熊谷君ノ御意見
ノ通りニ、討論ヲ終結セラレンコトヲ
望ムノデアリマス

○工藤委員 委員長……

○若宮委員長 工藤君、何デスカ、貴方
ノ……

○工藤委員 私議事進行デ一寸申上ゲ
タイト思ヒマス、吉木サンノ御話モア
ツテ、私共其積リデ居リマシタ、政府ノ
岩德線ノ開業ト關係ヲ持チマスカラ、出
來ルダケ早くシタイト思ツテ居リマス
ガ、何分材料ハ遠方トノ交渉ノ爲ニ、今
日漸ク手エ入ッタヤウナ次第デアリマ
ス、或ハ贊成スルヤウニナルカモ知レ
マセムガ、ソレニシテモ少シク内容ヲ
明ニシテ置ク方ガ、鐵道關係者モ、縣ノ
方モ、肩幅廣ク此問題ヲ共鳴シ得ルモ
ノデハナイカト思ヒマス、何モ他ニ意
味ガアリマセム、又隨テ之ニ對スル材
料モ來タカラ質問モマダ殘ツテ居ルヤ
ウナ譯デ、私共ハ實ハ今日ハ議了シタ
イト考ヘテ居リマシタガ、此意見ヲ聽
イタ所ガ、其程度ニアラナラバ、寧ロモ
ウ少シ事柄ヲ明ニシテ贊否ヲ決シタ方

ガ宜カラウ、大體ニ黨ノ意見モサウデアリマスカラ、一日ヲ爭フ程デモナイ、又私共善意ニ此案ヲ迎ヘテ居ルト云フコトダケハ明瞭デアリマスカラ、餘リ御心配ナサラヌデモ、其點ヲ明ニシタ方ガ却テ將來ノ爲ニ宜クハアリマセヌカ

○志賀政府委員 政府ト致シマシテハ、此案ヲ決定スルコトヲ待チマスル爲ニ、今日ニモ實ハ延バシテ居ルヤウナ譯デアリマス、只今木檜君カラ御話ニナリマシタ、此山口縣ガ此鐵道ヲ買ヒマシタノハ、大正十三年四月一日ニ山口縣ガ買收シタノデ、其時代ニ於ケル此益金ヲ見マスルト云フト、大正十年カラ十二年迄ト云フモノハ非常ニ少クナッタノデ、大正十三年ニ至リマシテ少シク多クナツテ參ッテ、サウシテ御手許ノ參考資料ニアリマスル通り、大正十四年ニ三萬八千圓、大正十五年ニハ俄然トシテ多クナツテ五萬二千圓、昭和二年度ハ又少クナツテ二萬八千圓ト云フコトニナツタノデアリマス、サウシテ前申シマシタ通り、自動車ハ大正十一年ニ免許ヲ受ケマシタモノガ二ツ、大正十四年ニ免許ヲ受ケマシタモノガ一ツ、即チ山口縣營ニ移リマシテカラ免許ヲ受ケマシタ大正十四年ニ受ケマシタモノガ川村某ノ分ダケ、然ルニ十四年以後ニ於テハ却テ收益ガ多クナツテ居ル、昭和二年ニ至リマシテハ、前申シマシタ通り島津某ガ昭和二年ノ九月ニ

免許ヲ受ケテ居ッタノデアリマス、サウ云フ事情デアリマスガ故ニ、必シモ此乗合自動車ガ縣自身ノ放漫ナル免許ノ遣方ノ爲ニ、斯様ナ結果ヲ生ジタト見ルベキ筋ハ、此調ニ依リマスト云フト毫末モ無イヤウニ考ヘル、左様ナ事情ハ、實ハ明敏ナル木檜君御覽ニナレバ直グ分ルコトデアリマス、餘リ大シタモノデハナイノデアリマス、相成ベクハ此場合御決定ヲ願ヒタイ、又明日ニナリマスルト、明後日ハ大問題ガ出テ決定ヲシナイト云フコトニナリマス、一日延ビマシテモ、二日延ビマシテモ、此線路ヲ開業スルシナイトハ、地方ニ可ナリ重大ナル影響ガアルト考ヘルノデアリマスカラ、成ベクドウカ一ツサウ云フヤウナ具合ニ御進行ヲ御願致シタイ、是ダケヲ特ニ希望申上ゲマス

○若宮委員長 只今木檜君カラシテ、昨日ノ申合ヲ變更シテ、明日ニ延期セラレタイト云フ御發議ガアツテ、是ニハ賛成ノ御方ガアリマス、又是ニ對シテ熊谷君カラシテ、昨日申合ノ通りニ本日採決スベシト云フ發議ガアリマシテ、是ニモ亦賛成ノ方々ガアリマス、就キマシテハ是ガ唯非公式ノ申合デアリマスルコトナレバ、私ニ於キマシテ執レニ御決メ下サルモ宜シカラウト思ヒマスガ、昨日日本席上ニ於テ速記ニモ載ツテ居リマスル通りニ、本日採決ニ至ラレルト云フコトニ決定ニナツテ居リマスルコトデアリマスカラ、茲ニ斯

様ニ二ツノ發議ガアリマシテ、相容レナイト云フコトニナリマスルト云フト、其執レニ御決メニナルカト云フコトヲ、茲ニ更ニ決定ヲ請ハネバナラヌト云フコトニ委員長トシテハ立至リマス、若シ只今速記ヲ止メテ一向差支ゴザイマセヌカラ、双方ノ間ニ御懇談ガ整フコトデアレバ宜シウゴザイマセガ、サモナイト茲ニ各位ニ御決定ヲ仰ガナケレバナラヌ、斯ウ云フ順序ニナツテ居リマス、是ダケ申上ゲテ置キマス

○木檜委員 只今委員長ハ大變四角張ツテ、速記ニ載セテアツテ、而シテ是ハ明日ニ決定スル、斯ウ云フコトダカラシナケレバナラヌト、大變ナ重キ御意見ヲ以テ述ベラレタノデスカ、當時私モ居リマシタガ、明日之ヲ決メタイ、併ナガラ私共ノ此問題ヲ決定スル爲ニ資料ヲ請求シテアル以上ハ、資料ガ來タナラバ質問ヲシナケレバナラヌ、今日質問ガアレバ質問ヲ許スト云フコトニナツテ居リマス、質問ガアレバ之ヲ今日決定スルコトガ出來ナクナルノデア

出シタラ宜イ、而モ追加法ヨリ後カラ出シテ、サウシテ昨日マダ質問モ結了シマセヌ、委員長ダケノ御意見デアリマス、吾々ノ方デハ質問ヲ致ス一ノ材料マデモ請求シテ居ル、ソレヲ委員長ダケノ御意見デ以テ、明日ハ決定スルト云フコトヲ申合シテアルカラ、動カスコトハ出來ヌト云フ言葉デスガ、是ハドウモ委員會ヲ統率シテ、兎モ角モ委員長トシテ爲サル上ニ於テ、ソレ程四角張ラナクトモ宜イト思ヒマス、質問ガアツタラ是ヲ許スベシ、而シテ材料ガ只今茲ニ渡サレテ居ル以上ハ、此數字ヲ見ナケレバナラヌト言ッタナラバ、是ヲ明日ニ延バシテモ何等國家ニ損失ハアリマセヌ、ソレ程迄ニ重大ナル問題デナイ、サウ四角張ツテ突掛ッテ來ルナラバ、私共其考デ議事ヲ進メルコトニ致シマス

○寺田委員 昨日ノ決議モアルサウデアリマスガ、此際速記ヲ止メテ、暫ク懇談ヲシテ見タイト思ヒマスガ如何デセウ

○若宮委員長 至極結構デス、私ハ其趣意ヲ只今申述べタ積リデアリマス、サウ願ヘレバ委員長トシテモ非常ニ便利ト考ヘテ居リマス

〔速記中止〕

○若宮委員長 速記ヲ始メマス——志賀政府委員

○志賀政府委員 一寸此際明白ニスル爲ニ申上ゲテ置キマス、此補償ノ金額ノ

算出ハ、地方鐵道法三十六條第二項ニ依リマシテ「補償金額ハ第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ依リテ算出シタル價格ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シタル金額以內ニ於テ政府之ヲ定ム」斯ウ書イテアルノデアリマス、是ガ即チ買收規定ガ適用サレル譯ナノデアリマス、ソコデ買收價額ハ第三十一條ノ規定ニ依テ「最近ノ營業年度末ヨリ遡リ既往三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額トス」斯ウ書イテ明白ニ法律ニハ規定ニナッテ居ル、唯之ヲ算定致シマスニハ、今ノ殘存物件價額ヲ控除シナケレバナラス、殘ツタ「レール」トカ、客車、サウ云フモノヲ一々計算シテ控除シナケレバナラスノデアリマス、今日何萬圓ト云フハッカリシタ數字ハ分ラナイノデアリマス、唯大體御手許ニ差上ゲタ書類ニハ、此程度デアラウト云フ數字ヲ申上ゲタノデアリマス、此程度デ餘リ澤山増減ハナイト思フノデアリマス、要スルニ法律ノ規定ニ依テ價額ノ算定方法ハ定ッテ居ルノデアリマス、二ツニモ三ツニモシヤウガナイ、又手心ヲ加ヘヤウガナイコトニナッテ居リマス、其點ダケヲ申上ゲテ置キマス

衆議員鐵道敷設法中改正法律案委員會
議錄第六回中正誤

頁	段	行	誤	正
二	一	一六	別ナ方	瑞浪
二	一	一九	明知	中津

果、極メテ圓滿ナル御相談ガ出來マシタ、即チ本日ハ是ニテ散會致シ、明日午前十時ヨリ開會ヲ致シマス、今度ハ各位ニ於カセラレテモ、ドウカ行違ノナイヤウニ御勉強ヲ御願致シマス
午後一時五十分散會

○寺田委員 大體ノ價額ハ……

○志賀政府委員 御手許ニアリマス如ク、六十六萬三千圓バカリデアリマス
○若宮委員長 懇談中各位御懇談ノ結